

(2) 図書資料の貸出し・返却に係るサービスの拡充について

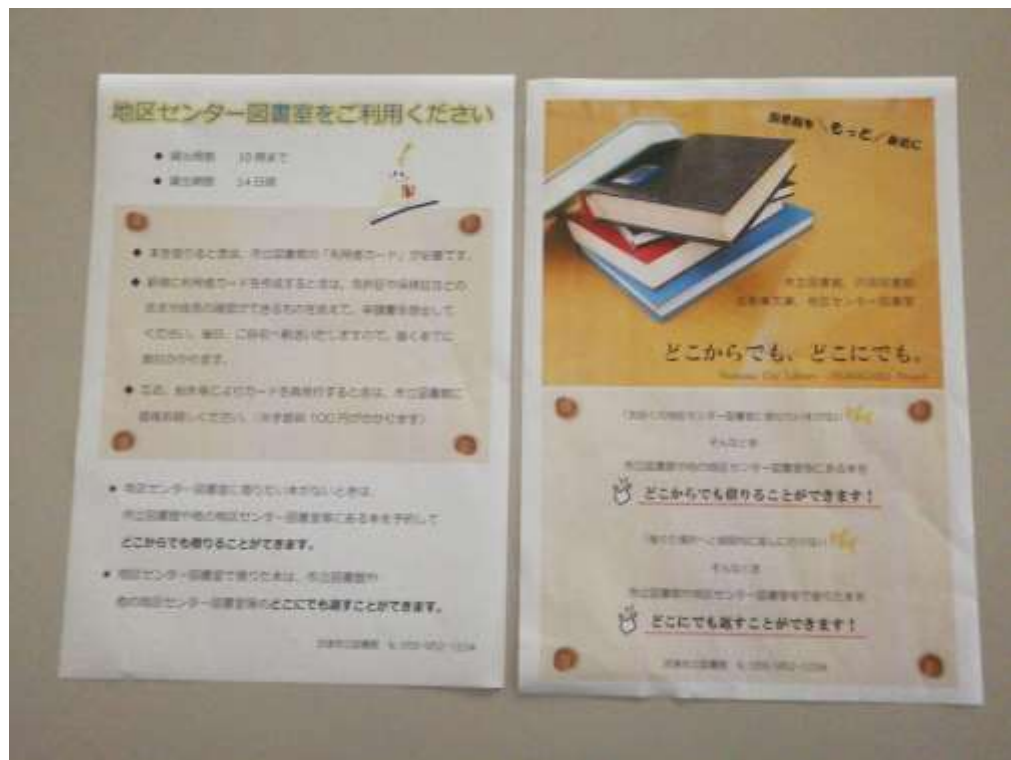
1 目 的

本市所蔵の全ての貸出し可能な図書資料について、全ての図書館窓口での貸出し・返却を可能にすることにより、本市の図書館サービスの地理的格差を是正し、市民の図書館利用に対する利便性の向上を図ることを目的としている。

2 概 要

これまで、地区センター図書室（16 か所）では、図書資料の返却について、当該地区センターの所蔵資料のみ受付けることとしていたが、その運用を改め、本館、戸田図書館、自動車文庫及び地区センター図書室のどこで借りた資料でも、どこにでも返すことができることとした。また、予約資料の受取り場所についても、どこでも指定できるものとした。

本運用は、令和2年1月に開始した。



図書資料の貸出し・返却の利用拡大についての告知ポスター